

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 法案の概要

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるもの(※)に必要な財源を確保するため、下記の措置を講じる。

※ 特定業務という。平成25年の法改正により、スポーツ振興投票(toto)の収益の一部を特定業務に充てることとする仕組み等が創設。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

(1) 特定業務に充てる金額の上限の変更

平成28年度から平成35年度までの間、**特定業務に充てる金額(特定金額)の上限**を、スポーツ振興投票の**売上金額の5%から10%に変更**する。(附則第8条の4関係)

(2) 国庫納付する金額の変更

平成28年度から平成35年度までの間、**国庫に納付する金額**を、スポーツ振興投票の**収益の1/3から1/4に変更**する。(附則第8条の4関係)

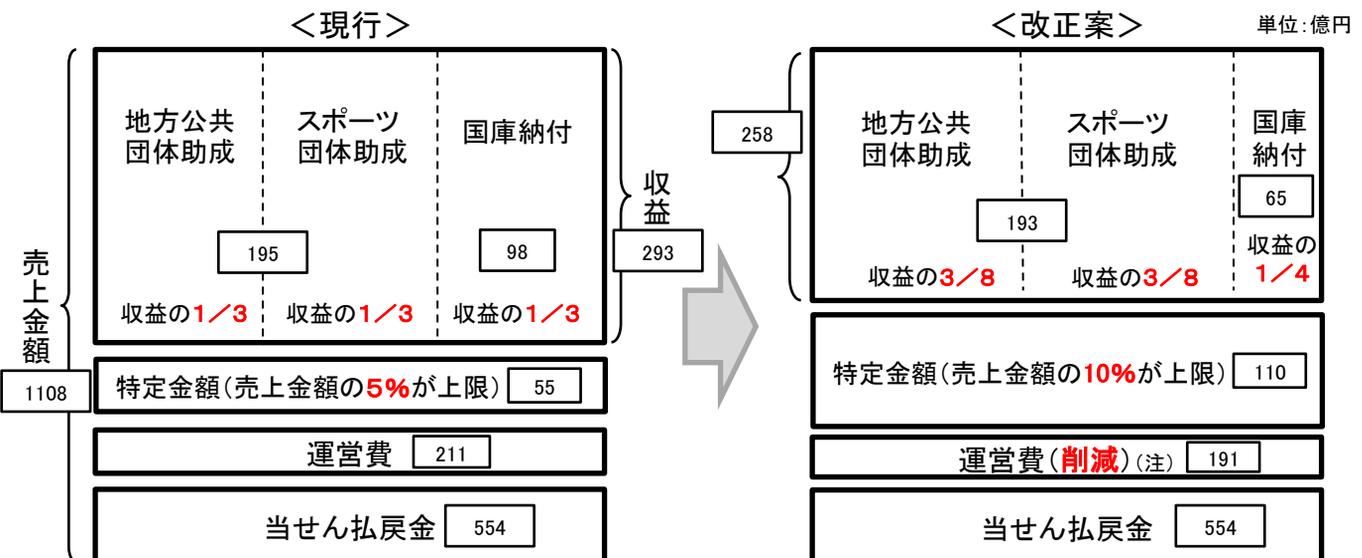
(3) 都道府県の負担制度の創設(附則第8条の10関係)

- 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、**施設が存する都道府県が、その1/3以内を負担する**。
- 負担する費用の額及び負担の方法は、センターと都道府県が協議して定めることとするとともに、協議が成立しないときは、文部科学大臣が裁定する。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成28年度から平成35年度までの間、**地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体への助成に充てる金額**を、スポーツ振興投票の**収益の1/3から3/8に変更**する。(附則第4項関係)

■スポーツ振興投票の売上金の配分



(注)省令事項

※数値は平成26年度実績に基づくシミュレーション。

※改正案においても、地方公共団体やスポーツ団体に対する助成は、現行とほぼ同水準を維持。

2. 施行期日

公布日

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

一 スポーツ振興投票の収益から所要の財源を確保するための措置 (附則第八条の四関係)

1 平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の百分の五から百分の十に変更すること。

2 平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から四分の一に相当する金額に変更すること。

二 都道府県の負担制度の創設 (附則第八条の十関係)

1 国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするため

に独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の三分の一以内を負担することとする。

2 当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとする。同時に、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いたうえで、文部科学大臣が裁定することとする。

第二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の三分の一に相当する金額から八分の三に相当する金額に変更すること。
(附則第四項関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の人を附則第八条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担)

第八条の十 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聴かなければならない。

附則中第八条の七を第八条の八とし、第八条の六を第八条の七とし、第八条の五を第八条の六とする。

附則第八条の四第二項中「附則第八条の四第一項」を「附則第八条の五第一項」に改め、同条を附則第八条の五とし、附則第八条の三の次に次の一条を加える。

（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例）

第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項」と、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四の規定に

より読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第一項」と、前条第一項中「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第二条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例）

4 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度におけるスポーツ振興投票に係る収益の算定方法の特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（第一条関係）……………1

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第二条関係）……………3

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例）</p> <p>第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第二項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用する附則第八条の二第二項」と、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第二項」とあるのは「附則第八条の四の規定により読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第二項」と、前条第一項中「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

(区分経理)

第八条の五 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の五第一項に規定する特定業務勘定」とする。

第八条の六、第八条の九 (略)

(特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担)

第八条の十 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聴かなければならない。

(区分経理)

第八条の四 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定」とする。

第八条の五、第八条の八 (略)

(新設)

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の用途の特例）</p> <p>4 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p>

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄）	1
○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）	3

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（抄）

（国庫納付金等）

第二十二條 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二條に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 投票法第十三條に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同條に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二 投票法第十五條第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三 投票法第二十條の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四 発売金額のうち次條の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

2 センターは、前項に規定する収益から同項の規定により国庫に納付しなければならない金額を控除した金額を、翌事業年度以後の事業年度における投票法第二十一條第一項から第四項までに規定する業務の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四條第一項の規定は、適用しない。

（国庫納付金の教育事業等に必要な経費への充当）

第三十七條 政府は、第二十二條第一項の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならない。

2 （略）

附 則 抄

（収益の算定方法の特例）

第八條の二 第二十二條の規定の適用については、当分の間、同條第一項中「運営費の金額」とあるのは「運営費の金額及び投票法第十三條に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額」と、同條第二項中

「前項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

- 2 前項の場合における第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条の規定の適用については、第三十七条第一項中「第二十条第一項」とあるのは「附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十条第一項」と、投票法第二十一条第五項及び第二十条中「センター法第二十二条第一項」とあるのは「センター法附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用するセンター法第二十二条第一項」とする。

（特定業務に必要な費用への充当等）

第八条の三 センターは、前条第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項に規定する投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額の百分の五を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額（以下「特定金額」という。）を、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるように行うスポーツ施設の整備等であつて緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務（以下「特定業務」という。）に必要な費用に充てるものとする。

- 2 センターは、特定金額を、翌事業年度以後の事業年度における特定業務の財源に充てるため、特定業務特別準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四条第一項の規定は、適用しない。

（区分経理）

第八条の四 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

- 2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定」とする。

（利益及び損失の処理の特例）

第八条の五 センターは、特定業務勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の特定業務の財源に充てなければならない。

（長期借入金及び日本スポーツ振興センター債券）

第八条の六 センターは、特定業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本スポーツ振興センター債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による債券の債権者は、センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 センターは、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第八条の七 センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（資本金の特例）

第八条の八 特定業務が行われる場合における第五条第二項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「政府」とあるのは「政府及び政令で定める地方公共団体」と、同条第二項中「スポーツ振興基金」とあるのは「スポーツ振興基金又は附則第八条の三第一項に規定する特定業務に必要な資金」とする。

○ スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（収益の使途）

第二十一条（略）

2～4（略）

5 センターは、第一項又は第二項の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がセンター法第二十二条第一項に規定する収益の三分の一に相当する金額となるようにす

るものとする。

(国庫納付金)

第二十二條 センターは、センター法第二十二條第一項で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。